

助成事業に関する実施要領

1. 助成事業の趣旨

本要領は、公益財団法人成長科学協会（以下当協会という）が定款及び学術運営委員会規則に基づき、助成事業（以下助成事業という）を適切に実施するため、その取り扱いに関する具体的な事項を定めたものである。

この助成事業とは、協会の定款の第4条の第一号及び第三号に規定する事業のうち、別に定める研究助成事業に関する実施要領によるもの以外の成長科学に関する事業・活動を行なう団体又は個人に対し、当協会の資金を配分し、助成することである。

この助成に当たっては、年度毎に理事会で議決された予算の範囲で、重点的・効率的に行なうものとする。

2. 助成の対象

助成の対象は、成長科学に関する公益的な事業・活動等であって次のいずれかに該当するもの。

(1) 学会等の団体に対する助成

- ア) 国内の学会等の学術団体が開催する学術集会・シンポジウム等の開催に係わる費用の援助
- イ) 国内の学会等の学術団体が発行する学会誌・広報誌等の出版費の援助

(2) 研究者個人に対する助成

- ア) 国外における学術集会・シンポジウム等への国内研究者の参加に係わる費用の援助
- イ) 国内における学術集会・シンポジウム等への国外研究者の参加に係わる費用の援助
- ウ) 国内外の研究者の留学に係わる費用の援助

(3) 当協会が開催する講演会・学術集会等の開催に係わる費用を負担することにより、一般参加者に対する援助

3. 助成の方法

- (1) 助成は、原則として学術担当理事が協議のうえ立案し、学術運営委員会によって助成の妥当性を評価した後、理事会の議決を経た事業計画に基づき実施する。
- (2) 上記(1)以外の場合であって、緊急を要するものなどは、その必要性につき学術担当理事が評価し、その評価結果を学術運営委員長より理事長に報告し、理事長が当年度の予算の枠内で実施する。
- (3) 2の(1)の学会等の団体、及び(2)の研究者個人に対する助成の選考は、次の4による申請書に基づき、5の選考基準により学術担当理事が評価のうえ選考した者につき、理事長に報告し理事長が決定する。

4. 申請の手続き

(1) 学会等の団体に対する助成

申請者は、学会等の代表者で、申請書（別紙様式 1）を事務局に提出する。この場合、プログラム等の資料を添付する。

(2) 研究者個人に対する助成

ア) 国外の学術集会等への参加は、申請者は所属長（担当教授等）の推薦を受けた者で、その推薦状・申請書（別紙様式 2）を事務局に提出する。

イ) 国外の学術集会等への参加を当協会より研究者に依頼した場合、申請書の提出に代えて、研究者及び所属長の承諾書を事務局に提出する。

ウ) 留学の申請者は、所属長（担当教授等）の推薦を受けた者で、その推薦状、申請書（別紙様式 2）、留学先の受け入れ機関の所属長の内諾書を事務局に提出する。

5. 助成の選考基準

下記の選考基準に基づき、助成の妥当性を評価のうえ選考する。

(1) 学会等の団体に関する助成

選考基準。成長科学との関連性、公益性。

(2) 研究者個人に対する助成

ア) 国外の学術集会等への参加者の選考基準。参加先の国外の学術集会等につき、成長科学との関連性、公益性及び参加者の研究歴。

イ) 留学者の選考基準。留学の趣旨・課題・内容につき成長科学との関連性、公益性、独創性、将来の有望性、及び研究者の研究歴、研究能力、並びに留学先の研究体制。

6. 選考結果の通知等

(1) 選考結果について、理事長は申請者に通知状（別紙様式 3）を送付する。

(2) 助成の対象とされる旨の通知を受けた者は、助成金及び助成条件等に同意した場合には、同意書（別紙様式 4）を提出する。

(3) 事務局は同意書を提出された者に、助成金を送付する。

(4) 助成を受けた事業・活動の終了後の報告

ア) 学会・シンポジウム等は終了後、1 ヶ月以内に報告書（参加人数）、学会誌は刊行後、1 ヶ月以内に学会誌を、依頼者は事務局に提出する。

イ) 国外の学会等への参加者及び留学者は帰国後、2 ヶ月以内に報告書を事務局に提出する。

・ 国外学術集会参加報告書（別紙様式 3-1）

・ 国外留学報告書（別紙様式 3-2）

附 則 平成 10 年 4 月 1 日実施

附 則 平成 22 年 10 月 1 日改正